

志木市立秋ヶ瀬運動場施設
志木市武道館及び夜間照明施設
指定管理者募集要項

令和 8 年 1 0 月
志木市教育委員会

*** 目 次 ***

1	指定管理者の募集について	1
2	施設の概要	1
	(1) 名称	1
	(2) 所在地	1
	(3) 設置目的	1
	(4) 運動場施設概要等	1
	(5) 施設の利用状況	2
	(6) 管理運営体制	2
3	管理運営方針	2
4	管理の基準	3
	(1) 関係法令の遵守	3
	(2) 個人情報の保護	3
	(3) 情報公開	3
	(4) 環境への配慮	3
5	管理に当たっての条件	3
	(1) 指定管理者が行う業務の内容	3
	(2) 管理に要する経費	3
	(3) 指定管理料	4
	(4) 指定予定期間	4
	(5) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	4
	(6) 一括再委託等の禁止	4
6	申請の手続き	5
	(1) 申請者の備えるべき資格	5
	(2) 提出書類	5
	(3) 提出部数	7
	(4) 提出方法及び提出場所	7
	(5) 受付期間	7
	(6) 質問事項の受付	7
	(7) 現地説明会の実施	8
	(8) 著作権の帰属等	8
	(9) 申請の辞退	8
	(10) その他	8

7	指定管理者の指定等	8
(1)	指定管理者候補者の選定	8
(2)	選定に当たっての審査基準	8
(3)	選定に当たっての審査方法	9
(4)	指定管理者の指定	9
(5)	審査結果の公表	9
8	指定管理者指定後の手続き	9
(1)	協定の締結	9
(2)	引継ぎ、準備行為の実施	9
(3)	その他	9
9	スケジュール	10
10	問い合わせ先	10

【関係資料】

資料1-1	「秋ヶ瀬総合運動場及び秋ヶ瀬運動場公園図」	11
資料1-2	「秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター平面図」	12
資料1-3	「志木市武道館平面図」	13
資料1-4	「夜間照明施設平面図」	14
資料2-1	「志木市立秋ヶ瀬運動場施設管理運営実績」	15
資料2-2	「志木市武道館及び夜間照明施設管理運営実績」	16
資料3	「志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設管理運営体制」	17
資料4-1	「指定管理業務仕様書」	18
資料4-2	「過去3か年の主な施設利用状況」	37
資料4-3	「過去3か年の主な施設利用料内訳」	38
資料5	「志木市立秋ヶ瀬運動場施設利用料金」	39

【様式関係】

様式1	「志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設指定管理者指定申請書」	41
別紙様式	「指定管理者の指定に係るグループによる申請書」	42
(申請書添付)	指定管理者指定申請書提出書類等一覧	43
様式2	「誓約書」	44
様式3	「志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設管理運営に係る事業計画書」	45
様式4	「志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設指定管理者募集要項の内容等に関する質問書」	46

1 指定管理者の募集について

志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に基づく公の施設であり、同法の一部改正（平成15年9月2日施行）により創設された指定管理者制度を導入しております。

令和9年8月末で現在の指定管理者の指定期間が終了することから、同法第244条の2第3項及び志木市立秋ヶ瀬運動場施設条例（平成4年志木市条例第11号。以下「条例」という。）第13条の規定、志木市武道館条例（平成4年志木市条例第9号。以下「武道館条例」という。）第13条及び志木市夜間照明施設設置条例（昭和63年志木市条例第9号。以下「夜間照明条例」という。）第13条に基づき、今回、令和9年9月からの指定管理者の募集を行うものです。

管理運営に指定管理者制度を引き続き導入することにより、民間団体を含めた多様な団体の活力や柔軟な発想を生かし、利用者本位の柔軟なサービスを提供し、効率的な運営の推進を図りたいと考えております。

2 施設の概要

（1） 名称

- ①志木市立秋ヶ瀬運動場施設
- ②志木市武道館
- ③夜間照明施設
 - ア 志木市立宗岡第四小学校校庭夜間照明施設
 - イ 志木市立宗岡中学校校庭夜間照明施設
 - ウ 志木市立宗岡中学校テニスコート夜間照明施設

（2） 所在地

- ①志木市上宗岡4丁目25番46号
志木市大字宗岡字丸野地区、野垂地区 他
- ②志木市柏町3丁目6番19号
- ③志木市上宗岡1丁目1番2号及び志木市上宗岡1丁目8番1号

（3） 設置目的

市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため、設置した。

（4） 運動場施設等概要

- ①秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター（資料1－2）

開 設：令和9年9月（予定）
構 造：鉄筋コンクリート造3階建て
敷地面積：916.470㎡
建築面積：423.21㎡
延床面積：959.43㎡

②秋ヶ瀬総合運動場（資料１－１）

敷地面積：20,247㎡

③秋ヶ瀬運動公園（資料１－１）

敷地面積：156,391㎡

④志木市武道館（資料１－３）

開設：昭和45年5月22日

構造：鉄骨造平屋建て

敷地面積：743.83㎡

建築面積：214.3㎡

延床面積：209.96㎡

⑤夜間照明施設（資料１－４）

志木市立宗岡第四小学校

設置：昭和63年8月31日

照明設備：校庭（4基、31灯）

志木市立宗岡中学校

設置：平成23年8月1日

照明設備：校庭（5基1組、24灯）／テニスコート（1基1組、8灯）

（５）施設の利用状況

（資料２－１：志木市立秋ヶ瀬運動場施設管理運営実績）

（資料２－２：志木市武道館及び夜間照明施設管理運営実績）

（６）管理運営体制

（資料３：志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設管理運営体制）

３ 管理運営方針

指定管理者は、次に掲げる項目を遵守し、志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の管理運営を行うこととする。

- （１）志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の設置目的に基づき、管理運営を行うこと
- （２）法令を遵守して適正な管理運営を行うこと
- （３）効果的かつ効率的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること
- （４）地域住民や利用者の意見・要望を管理運営に反映させること
- （５）災害時には、地域の避難所としての役割を果たすこと
- （６）利用者が快適に利用できるように各種設備の適切な保守点検を行い、適正な維持管理に努めること
- （７）地域の住民、自治組織、NPO、その他事業所等と良好な関係を維持すること

4 管理の基準

(1) 関係法令の遵守

志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の管理業務を行うにあたって、関係法令等の内容を理解の上、遵守すること

(2) 個人情報の保護

志木市個人情報保護条例（平成16年志木市条例16号）を遵守し、個人情報を適正に取り扱うよう十分に注意を払うこと。なお、個人情報の適正な取り扱いの具体的な内容については、別途、協定書で定めるものとする。また、情報セキュリティ対策についても、志木市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講ずるよう努めることとする。

(3) 情報公開

指定管理者が指定された公の施設の管理にあたり、保有する文書等は、志木市情報公開条例（平成16年志木市条例第15号）第26条の規定に基づき、市教育委員会の情報公開に係わる施策に準じた措置を講ずるよう努めることとする。

(4) 環境への配慮

指定管理者は、電気、ガス等のエネルギー使用量の削減、環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進、資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正処理など、環境に配慮した取組を推進することとする。

5 管理に当たっての条件

(1) 指定管理者が行う業務の内容

指定管理者に代行させる業務（以下「指定管理業務」という。）の範囲は、次に掲げる業務とし、使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等、法令により地方公共団体の長のみが行うことのできる権限を除く。

※詳細については、資料4—1：指定管理業務仕様書のとおりとする。

- ①施設の利用に関する業務
- ②施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務
- ③利用料金の収受に関する業務
- ④施設の設置目的のために必要な業務
- ⑤指定期間終了にあたっての引継ぎ業務
- ⑥その他業務

(2) 管理に要する経費（資料2—1：志木市立秋ヶ瀬運動場施設管理運営実績、資料2—2：志木市武道館及び夜間照明施設運営実績）

- ① 指定管理料に含まれるもの
 - (ア) 人件費
 - (イ) 管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費等）
 - (ウ) 事業費
- ② 秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター分の光熱水費について

秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンターは、リニューアルオープン後の施設であり、光熱水費の実績がない。このため、収支計画では、400万円／年（税込み）と想定し積算すること。令和9年度から令和11年度は実績による精算項目とする。なお、12年度以降については、年度協定において定める。

（３）指定管理料

- （ア）指定管理料の額は応募者の提案事項とする。また、実際に利用料金等収入が提案された収支計画の利用料金等収入を上回った場合は、上回った額の一部を市に納付する仕組み（何％納付できるか）も提案事項に含むことができる。
- （イ）原則として、利用者が支払う利用料金、自主事業収入等は全額指定管理者の収入とする。
- （ウ）指定管理料は、指定期間中毎年度、市教育委員会と指定管理者が協議して定め、予算の範囲内で支払うこととする。
- （エ）事業計画書における収支計画算定に用いる消費税及び地方消費税率は、100分の10として算定すること。

（４）指定予定期間

令和9年9月1日から令和14年3月31日まで

（武道館については、令和9年9月1日から令和13年3月31日までとする。）

（５）指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- ① 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市教育委員会に報告しなければならない。
- ② 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合には、市教育委員会は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができるものとする。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、市教育委員会は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。
- ③ 指定管理者が市教育委員会の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合には、市教育委員会は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。
- ④ ②又は③により指定管理者の指定を取り消され、市教育委員会に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定を取り消された指定管理者は、市教育委員会に生じた損害について賠償の責めを負うものとする。
- ⑤ 市教育委員会又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、市教育委員会と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとする。

（６）一括再委託等の禁止

指定管理業務の実施にあたり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認められない。ただし、あらかじめ市教育委員会の承認を受けた場合には、業務の一部を

第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

6 申請の手続き

(1) 申請者の備えるべき資格

指定期間中、安定的に当該施設を管理運営する能力を有し、かつ当該施設の機能を効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体（以下「団体等」という。）とする。ただし、団体等であっても、次のいずれかに該当する場合は申請を行うことができない。また、グループで応募する場合の代表団体及び構成団体になることもできない。

- ① 志木市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている団体
- ② 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている団体等
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びそれらの利益となる活動を行う団体等（以下「暴力団等」という。）
- ④ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体等
- ⑤ 団体等の代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体等
- ⑥ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税、地方消費税又は市町村税を滞納している団体等

※ 1 申請書には、上記①～⑥に該当しない旨の誓約書(様式2)を添付することとする。

※ 2 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、グループの名称及び代表者を定めて、「グループの協定書又はこれに準ずる書類」（任意様式）を提出すること。なお、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。また、構成員のいずれかが、上記のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

(2) 提出書類

提出書類は、A4縦型ファイル（左2点綴じ）に綴じ込み、目次、頁数及び項目ごとにインデックスを付けること。

- ① 志木市秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設指定管理者指定申請書(様式1)（グループ申請の場合は別紙様式）
- ② 団体等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ③ 団体等の決算関係書類（過去3か年度の損益計算書、事業報告書、資金収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類）
- ④ 団体等の予算関係書類（過去1か年度の事業計画書、資金収支計算書、又はこれらに準ずる書類）

- ⑤ 団体等の就業規則（３６協定等含む、その他団体等の諸規定類）
- ⑥ 団体等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（社会保険の算定基礎届及び適用通知書の写し、労働保険の労働保険概算・確定保険料申告書及び成立届の写し）
- ⑦ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体等の概要がわかるもの
- ⑧ 法人にあっては、過去２年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、法人市町村民税、固定資産税及び消費税（地方消費税を含む）の納税証明書、法人以外の団体にあっては、代表者の申告所得税及び消費税（地方消費税を含む）の納税証明書並びに市町村民税に滞納がないことを証明する書類
- ⑨ 誓約書（様式２）
- ⑩ 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- ⑪ 類似施設における業務実績を記載した書類
- ⑫ 志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の管理運営に係る事業計画書（様式３）
 - （ア）管理運営方針
施設を管理運営するにあたっての心構え、基本方針、コンセプトを記述すること
 - （イ）管理運営体制
人員配置、従業員の研修計画の考え方について提案すること。また、業務の一部を委託する場合については、委託する業務内容を記述すること
 - （ウ）平等な利用の確保
予約受付、利用案内、広報など利用者の平等な利用の確保について提案すること
 - （エ）利用者のトラブルの未然防止と対処方法
利用者からの苦情や不満、トラブルに対する具体的な解決方法や体制について提案すること
 - （オ）施設設備の維持管理計画
施設及び物品の管理方法や管理計画、警備や清掃、保守点検等について提案すること
 - （カ）利用料金の設定方針
料金設定の基本的な考え方と実費徴収金の納付方法などを提案すること
※利用料金は条例に定める範囲内であらかじめ市の承認を得て指定管理者が設定することとなる。
 - （キ）緊急時対策
防災、防犯、その他緊急時の対応や防災訓練など基本的な対策について提案すること
 - （ク）利用促進計画（利用者数及び利用率の目標設定を含む。）
施設の設置目的等を踏まえた利用促進計画を提案すること
 - （ケ）収支計画

年度毎の利用料金収入の予測及び管理運営経費の収支計画を作成すること

(コ) 主催事業等計画

施設の設置目的等に沿った自主事業等についての計画を提案すること

(サ) 個人情報保護の方針及び保護措置

管理運営していく過程で取得した個人情報の保護や適切な管理体制に関する方針について提案すること

(シ) モニタリング計画

管理運営業務に対する利用者の意見や要望を業務に反映させるためのモニタリング計画を提案すること

(ス) 環境方針（環境への配慮）

電気、ガス等のエネルギー使用量の削減、環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進など、環境に配慮した取組について提案すること

(3) 提出部数

電子データ及び正本1部、副本（審査事務用）15部を提出すること（グループによる申請の場合は、(2)の②から⑨までについて構成員ごとに提出すること）。ただし、①、②及び⑦については、正本1部のみを提出すること。用紙サイズは原則としてA4サイズとし、正本・副本とも二穴綴じファイル（ホチキス綴じ不可）とする。

(4) 提出方法及び提出場所

申請書類の提出は、持参又は郵送とする。

〈提出先〉〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1-1-1

志木市教育委員会 教育政策部 生涯学習課

電話048-473-1183

(5) 受付期間

持参の場合は、令和8年11月9日（月）から11月24日（火）までの午前9時から午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び祝休日を除く）。また、郵送の場合は、原則として書留とし、11月24日（火）午後4時30分必着とする。

(6) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間 令和8年10月22日（木）から10月29日（木）正午まで
- ② 受付方法 募集要項の内容等に関する質問書（様式4）に質問内容を簡潔にまとめて記入し電子メール又はFAXで提出するとともに、送受信漏れを防ぐため電話連絡すること。

メールアドレス：syogai@city.shiki.lg.jp

FAX：048-474-4462

TEL：048-473-1183

- ③ 回答方法 質問及び回答は、公平性を期すため令和8年11月6日（金）に市ホームページにて公表する（質問者名は表示しない）。

(7) 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催する。参加希望者は開催日の前日正午までに参加希望人数を生涯学習課に電子メール又はFAXで連絡すること。

- ① 開催日時 令和8年10月21日(水)午後1時開始
- ② 集合場所 秋ヶ瀬総合運動場

(8) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、教育委員会は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとする。なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しないこととする。

(9) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合には、書面により申し出ることとする。

(10) その他

申請については、一申請者につき一提案に限る。複数の提案はできないこととする。
また、申請書類の提出後は、その内容を変更することはできないこととする。

7 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定に当たっては、申請書類の審査(第一次審査)及びプレゼンテーション(第二次審査)を行い、(2)の「選定に当たっての審査基準」に最も適合する申請者を、指定管理者の候補者として選定する。

(2) 選定に当たっての審査基準

- ① 利用者の平等利用が確保されているか。
 - (ア) 施設の設置目的を理解しているか
 - (イ) 一部の利用者に対する不当な利用制限はないか
 - (ウ) 利用者からの要望に対し、柔軟に対応できる体制となっているか
 - (エ) 利用受付の方法は適切か
- ② 事業計画の内容が公の施設の効用を最大限発揮するものであるか。
 - (ア) 施設の利用を促進させる方策がとられているか
 - (イ) 地域、関係機関、ボランティア等との連携に配慮しているか
 - (ウ) 自主事業の提案は、施設の設置目的に適したものであるか
 - (エ) サービス向上のための取組内容は、適切か
 - (オ) 施設の維持管理、安全管理は適切か
 - (カ) 環境の保護に配慮しているか
 - (キ) モニタリング制度に関する考え方は適切か
- ③ 事業計画の内容が公の施設の管理に係わる経費の縮減が図られているか。
 - (ア) 事業所の創意工夫により、管理経費の縮減が図られているか
 - (イ) 経費の縮減が利用サービスの低下を招いていないか

- (ウ) 利用者数や稼働率に見合った収入を計上し、委託料に反映しているか
- ④ 事業計画に沿った管理を安定して行う人的能力を有しているか。
 - (ア) 従業員の体制は適正か
 - (イ) 従業員の指導育成、研修体制は適正か
 - (ウ) 就業規則（３６協定等を含む）は適正か
 - (エ) 災害時緊急時に対応できる体制であるか
 - (オ) 個人情報保護の体制とそのチェックは適当か

- ⑤ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力を有しているか。
 - (ア) 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか
 - (イ) 団体の財務状況は健全か
 - (ウ) 類似施設を良好に管理した実績はあるか

(３) 選定に当たっての審査方法

「志木市公の施設の指定管理者候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）が「志木市公の施設の指定管理者候補者選定審査基準」に基づき審査する。なお、委員会の会議は非公開とし、委員会による審査結果については、文書により通知する。

(４) 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、市議会の議決を経た後、市教育委員会が文書で告示する。

(５) 審査結果の公表

選定結果の概要については、指定管理者の指定告示後に市ホームページで公表する。

８ 指定管理者指定後の手続き

(１) 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、指定管理に係わる委託料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、市教育委員会と指定管理者との間で協議の上、協定を締結するものとする。

(２) 引継ぎ、準備行為の実施

指定管理者の指定後、指定管理者は市教育委員会と協議し、指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、市教育委員会からの引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとする。なお、引き継ぎ及び準備行為に要する経費は、それぞれの負担とする。

(３) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

- ① 「６ 申請の手続き（１）申請者の備えるべき資格」に掲げる各号のいずれかに該当することになったとき
- ② 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められたとき
- ③ その他著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認

められるとき

9 スケジュール

令和8年10月13日～	募集要項の配布
令和8年10月21日	現地説明会
令和8年10月22日～ 令和8年10月29日正午	質問事項の受付期間
令和8年11月6日	質問事項への回答
令和8年11月9日～ 令和8年11月24日	申請書等の受付期間
令和8年12月中旬～ 令和9年1月中旬	委員会による審査
令和9年1月下旬	審査結果通知（指定管理者候補者の選定）
令和9年3月	指定管理者の議決（市議会3月定例会） 指定管理者の指定（告示） 協定の締結

10 問い合わせ先

志木市教育委員会 教育政策部 生涯学習課

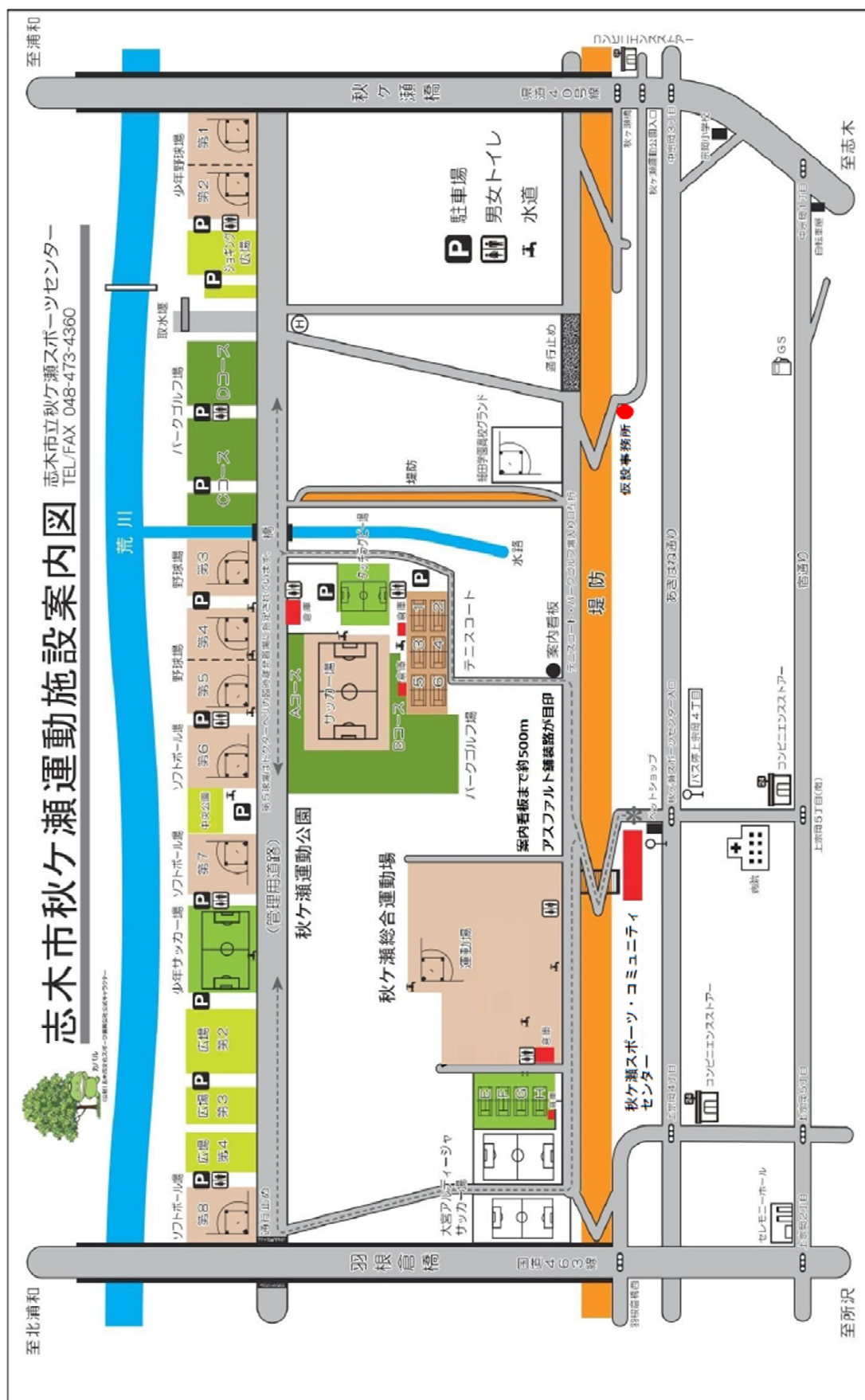
住 所：〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1-1-1

電 話：048-473-1183

FAX：048-474-4462

Eメール：syogai@city.shiki.lg.jp

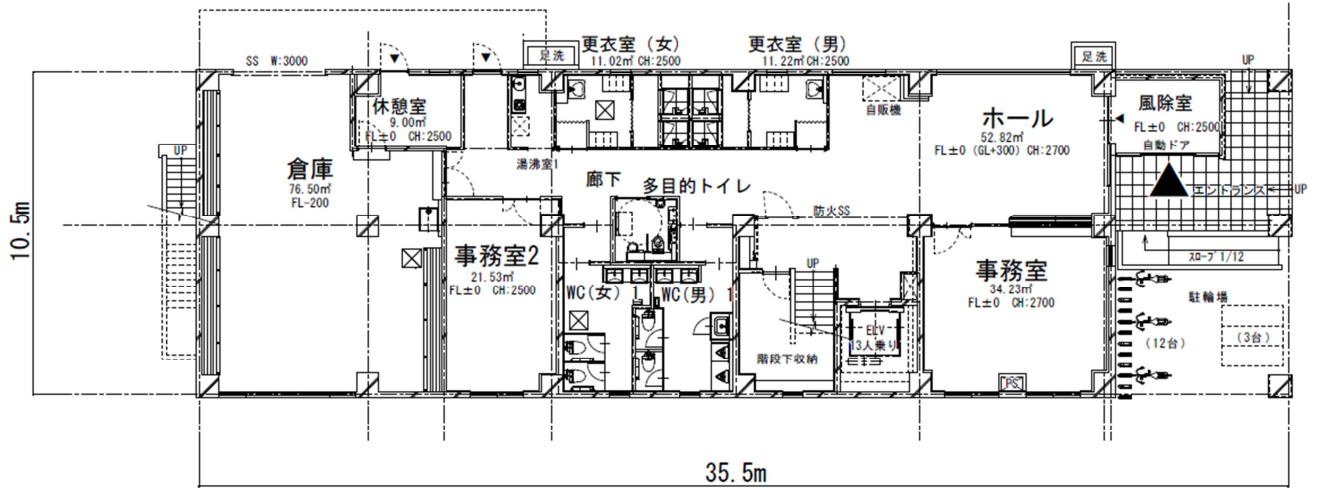
秋ヶ瀬総合運動場及び秋ヶ瀬運動場公園図



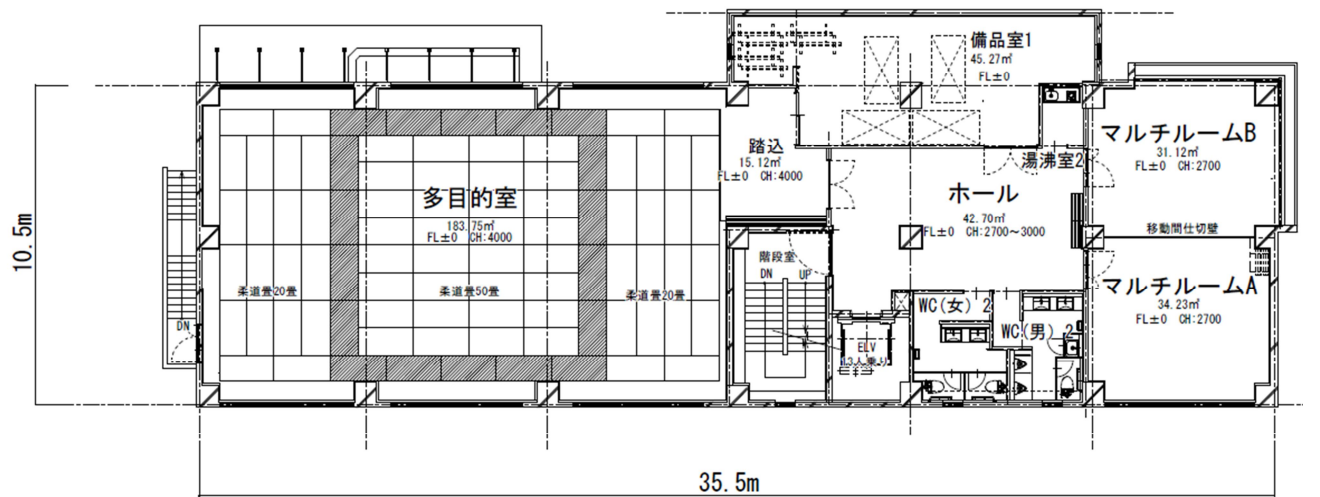
【資料1-2】

秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター平面図

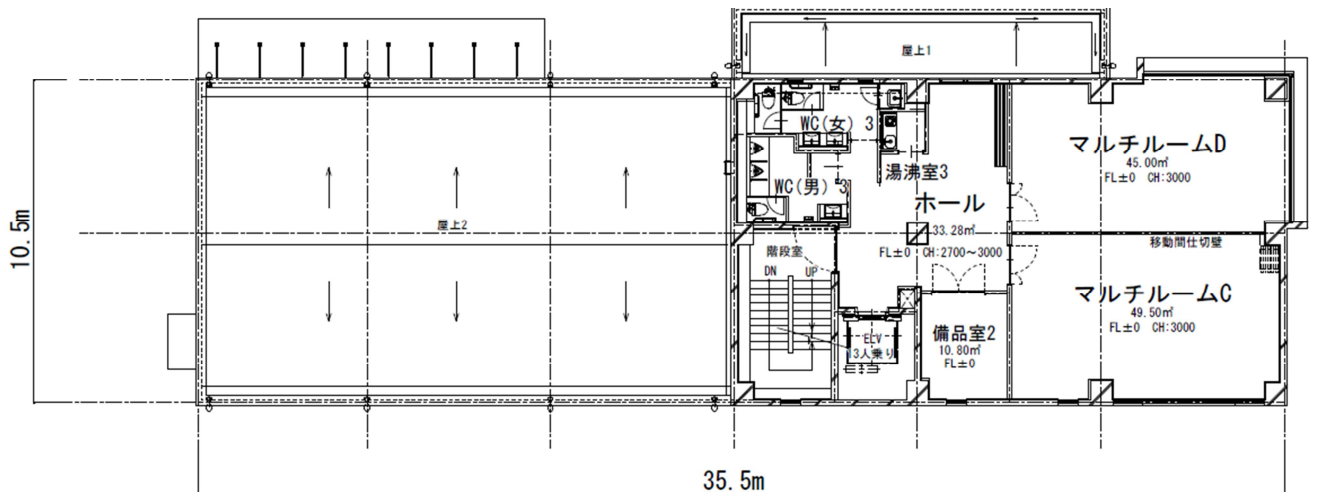
1階



2階

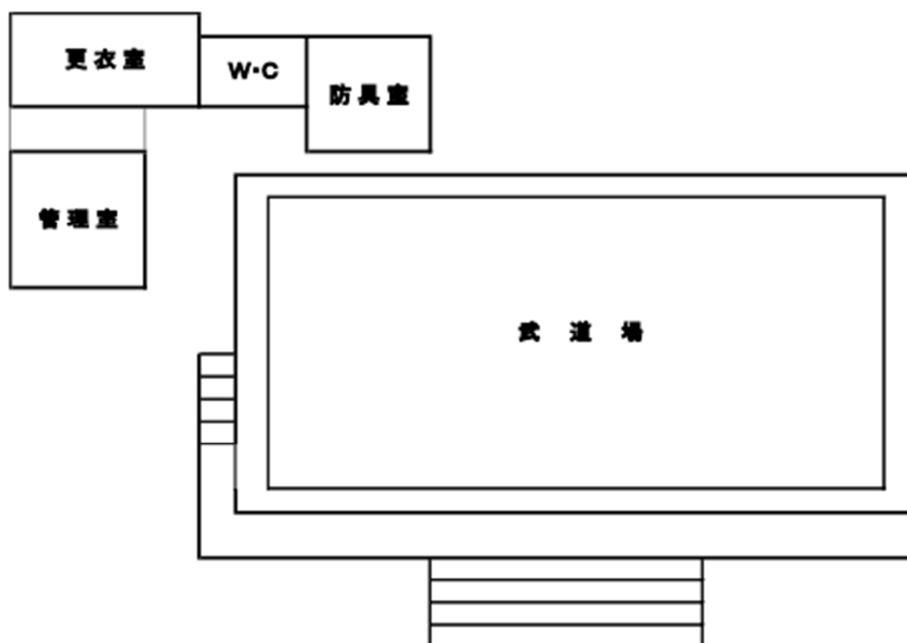


3階



【資料 1－3】

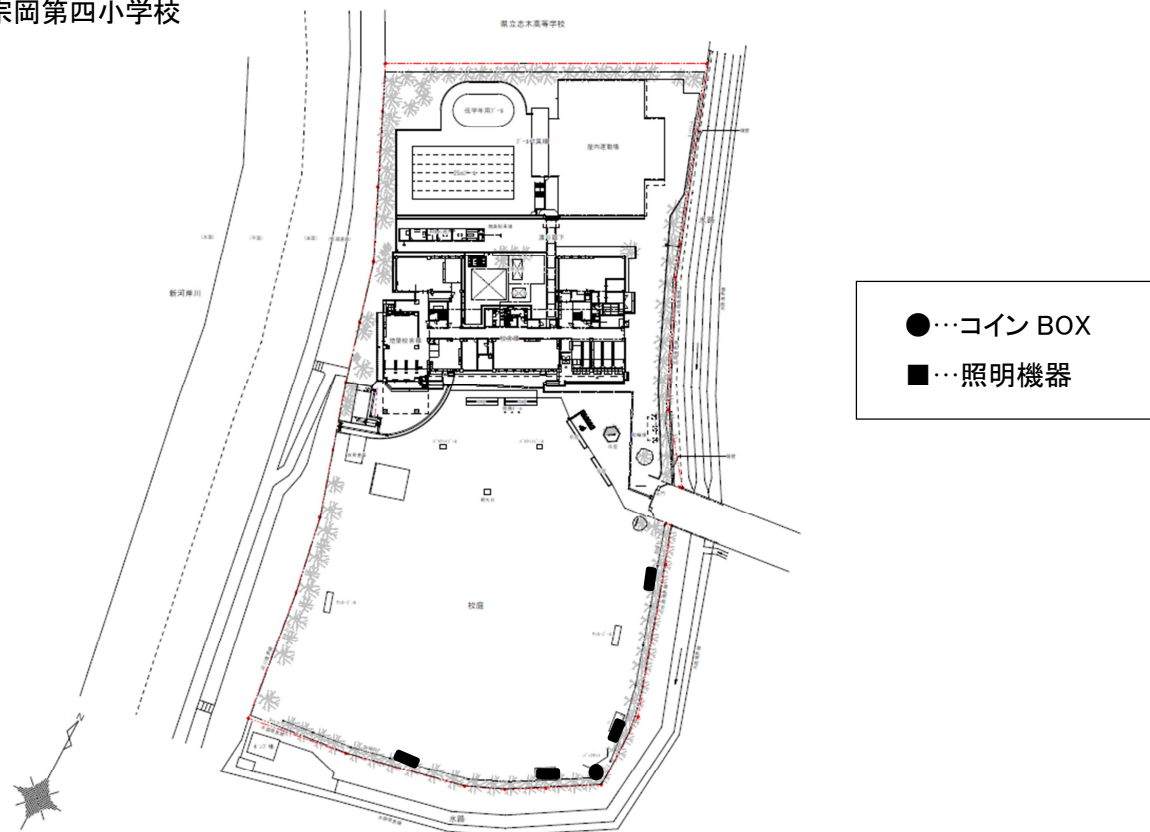
志木市武道館平面図



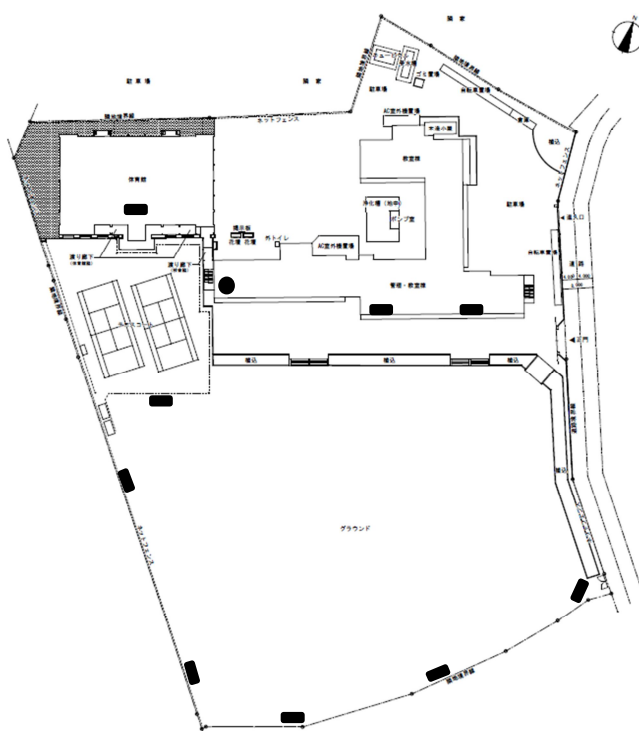
【資料 1－4】

夜間照明施設平面図

○宗岡第四小学校



○宗岡中学校



【資料 2 - 1】

志木市立秋ヶ瀬運動場施設管理運営実績
(数値は旧施設分を含む)

項 目		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用 者 数 ・ 利 用 料 収 入	年間利用者数	141,876 人	154,876 人	125,968 人
	団体件数	7,026 件	7,016 件	6,740 件
	団体人数	110,112 人	123,253 人	94,274 人
	個人人数 (内訳別紙)	31,764 人	31,623 人	31,694 人
	年間利用料収入	13,994,050 円	16,935,230 円	15,586,890 円
	利用料収入 (内訳別紙)	12,098,630 円	12,074,720 円	11,292,750 円
	スポーツ事業収入	1,886,900 円	2,988,000 円	2,934,500 円
	雑収入 (コピー代)	8,520 円	44,090 円	9,640 円
	受取地方公共団体補助金	0 円	1,828,420 円	0 円
	体育協会委託費	0 円	0 円	1,350,000 円
指定管理料		57,120,000 円	57,120,000 円	56,620,000 円
収入合計		71,114,050 円	74,055,230 円	72,206,890 円
人 件 費	人件費総額	21,748,044 円	20,375,259 円	18,215,374 円
	正規従業員数	2 人	1 人	1 人
	非正規従業員数	8 人	8 人	5 人
運 営 事 業 費	運営事業費総額	48,738,562 円	54,279,418 円	53,170,582 円
	報酬 (講師への謝礼等)	1,229,000 円	2,208,000 円	2,416,000 円
	旅費交通費	800 円	2,000 円	600 円
	通信運搬費	270,956 円	243,194 円	265,237 円
	消耗品費	2,537,807 円	3,247,550 円	2,957,906 円
	減価償却費	684,927 円	673,102 円	418,801 円
	修繕費	4,353,422 円	7,551,273 円	4,233,988 円
	印刷製本費	0 円	110,500 円	60,040 円
	賃借料	1,695,112 円	1,039,937 円	918,835 円
	燃料費	87,514 円	85,841 円	146,259 円
	委託費	33,184,401 円	34,290,205 円	36,691,776 円
	光熱水費	2,234,941 円	2,387,704 円	1,889,511 円
	租税公課	1,984,500 円	1,887,000 円	2,634,100 円
	保険料	298,918 円	336,235 円	340,073 円
	手数料	176,254 円	216,940 円	197,456 円
	雑費	10 円		
支出合計		70,486,606 円	74,654,677 円	71,385,956 円

【資料 2 - 2】

志木市武道館及び夜間照明施設管理運営実績

項 目		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数・利用料収入	年間利用者数	22,591 人	20,984 人	21,994 人
	団体件数	1,316 件	1,322 件	1,276 件
	団体人数	22,591 人	20,984 人	21,994 人
	個人人数	0 人	0 人	0 人
	(内訳別紙)			
	年間利用料収入	1,129,350 円	1,167,480 円	1,144,660 円
	利用料収入（団体利用料のみ）	1,129,350 円	1,167,480 円	1,144,660 円
指定管理料（武道館のみ）		860,865 円	1,203,510 円	902,632 円
人件費	人件費総額	※	※	※
	正規従業員数	※	※	※
	非正規従業員数	※	※	※
運営事業費	運営事業費総額	994,227 円	1,027,034 円	1,041,182 円
	報酬（講師への謝礼等）	0 円	0 円	0 円
	旅費交通費	0 円	0 円	0 円
	通信運搬費	※	※	※
	消耗品費	※	※	※
	減価償却費	0 円	0 円	0 円
	修繕費	0 円	15,400 円	34,100 円
	印刷製本費	※	※	※
	賃借料	※	※	※
	燃料費	※	※	※
	委託費	429,000 円	429,000 円	429,000 円
	光熱水費	474,843 円	489,267 円	483,429 円
	租税公課	90,384 円	93,367 円	94,653 円
	保険料	※	※	※
	手数料	※	※	※
	雑費	※	※	※

※印の値は、前指定期間に一括管理としていた市民体育館と分離困難であるため標記しない。

【資料3】

志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設 管理運営体制

〔従業員配置〕

- (1) 指定管理者は、志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の管理運営を統括する館長（所長）を置くこと。館長は、志木市立秋ヶ瀬運動場施設に配置するものとし、志木市武道館及び夜間照明施設について、個別に館長を配置することを要しない。
- (2) 館長を含む施設の管理運営に従事する従業員について適正に配置すること。
- (3) 志木市立秋ヶ瀬運動場施設の利用時間のうち、午前8時30分から午後9時までの時間帯（以下「必須配置時間帯」という。）については、受付、案内、施設の点検、緊急時対応その他管理運営上必要な業務を適正に行うことができる人員を配置すること。必須配置時間帯以外の時間帯における人員の配置については、教育委員会と協議の上、指定管理者の判断により行うものとする。
- (4) 志木市武道館及び夜間照明施設については、利用に支障がないと認める場合においては、人員を配置しないことができる。

〔従業員体制（例）〕

午前8時30分から午後5時まで（昼勤）

従業員3人…内訳	正規従業員	1人
	非正規従業員（週3～4日・7時間勤務）	2人

午後5時から午後9時まで（夜勤）

従業員2人…内訳	正規従業員	0～1人
	非正規従業員（週3～4日・4時間勤務）	1～2人

資料4－1

指定管理業務仕様書

1 施設概要

- (1) 志木市立秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター
 - 1階 事務室、シャワー室、倉庫等
 - 2階 多目的ホール、マルチルームA、マルチルームB等
 - 3階 マルチルームC、マルチルームD等
- (2) 志木市立秋ヶ瀬総合運動場
運動場、テニスコート等
- (3) 志木市立秋ヶ瀬運動公園
少年野球場、野球場、ソフトボール場、少年サッカー場、サッカー場、
タッチラグビー場、パークゴルフ場、テニスコート、広場等
- (4) 管理道路等
国より許可を受けた管理道路及び土手の階段部分等
- (5) 志木市武道館
武道場等
- (6) 夜間照明施設
 - ア 志木市立宗岡第四小学校校庭夜間照明施設
 - イ 志木市立宗岡中学校校庭夜間照明施設
 - ウ 志木市立宗岡中学校テニスコート夜間照明施設

2 施設の利用時間

- (1) 志木市立秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター
志木市立秋ヶ瀬運動場施設条例第5条の規定により、午前9時から午後9時まで。
- (2) 志木市立秋ヶ瀬総合運動場
志木市立秋ヶ瀬運動場施設条例第5条の規定により、午前6時から午後7時まで。
- (3) 志木市立秋ヶ瀬運動公園
志木市立秋ヶ瀬運動場施設条例第5条の規定により、午前6時から午後7時まで（10月1日から3月31日までの期間については、午前6時から午後5時まで）。

(4) 志木市武道館

志木市武道館条例第5条の規定により、午前9時から午後10時まで。

(5) 夜間照明施設

志木市夜間照明施設設置条例第5条の規定により、午後5時から午後9時まで。

3 施設休館日

12月29日から翌年の1月3日まで。

ただし、施設の管理上必要がある場合、志木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、臨時に休館日・休業日を定め、又は開館日・開業日とすることができる。また、休業日に業務を行うことができる。

4 管理運営方針

指定管理者は、次に掲げる項目を遵守し、志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の管理運営を行うこととする。

- (1) 志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 法令を遵守して適正な管理運営を行うこと。
- (3) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- (4) 地域住民や利用者の意見・要望を管理運営に反映させること。
- (5) 災害時には、市からの要請に従い、避難所等の開設及び運営等の災害対応業務を行うこと。
- (6) 利用者が快適に利用できるように各種設備の保守点検及び定期的な目視確認を行い、適正な維持管理に努めること。
- (7) 地域の住民、自治組織、NPO、その他事業所等と良好な関係を維持すること。

5 施設の利用に関する業務

志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館、夜間照明施設の施設及び附属施設の利用に関する業務

- (1) 適正な利用申請の受付、利用許可及び利用許可書の交付等施設・設備の利用に関する業務
- (2) 予約受付に関する事務
- (3) 利用予定者選定に係る抽選に関する事務

- (4) 施設の空き状況等照会の対応に関する事務
- (5) 施設の巡回等利用者の安全確保に関する業務
- (6) 利用者のサービス向上、快適な施設提供に関する業務
- (7) その他施設の利用に関する特別な業務（別紙１「特別な業務に関する仕様書」のとおり）

6 施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務

- (1) 施設の適正な運営のため、別紙２「志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の維持管理に関する業務」に基づく業務を含め、清掃、施設・設備点検等の保守管理及び修繕、樹木保全等敷地内環境美化を行うこと。なお、備品の一覧については別紙３－１「備品等明細書」を、設備の一覧については別紙３－２「設備一覧」を参照すること。

ア 清掃業務

- (ア) 良好な環境衛生、美観はもとより、施設の健全なる保全を図ること
- (イ) 定期清掃を行い清潔な状態に保つこと

イ 電気、空調、給排水等設備管理

施設内の電気設備、空調設備、給排水衛生設備等の各設備の日常巡視点検を行うこと

ウ 施設・設備保守点検

施設の機能を維持するとともに、利用者が快適に使用できるような良質な施設、設備を提供するため、設備・器具の状態について巡視点検を行い、関係法令に基づく法定検査等を行うこと。また、その他、運動施設・設備等の維持管理に必要な保守点検等を行うこと。

エ 施設の警備

志木市立秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンターについては、機械警備で対応すること

なお、機械警備システム、防犯カメラの設置及び警備業務に係る費用は、指定管理者の負担とし、指定管理料に含めること。

オ 修繕

- (ア) 施設・設備の修繕については、別紙４「施設の改築、修繕等の実施区分」に定めるとおりとし、指定管理料をもとに定めた予算の範囲内で行うものとする。
- (イ) １件あたりの予定価格が１００万円以上（志木市武道館、夜間照明施設は２０万円以上）のものについては、教育委員会と指定管理者が協

議を行い、教育委員会が必要と認めるものについては、教育委員会の経費負担において実施することとする。ただし、予定価格が100万円以上（志木市武道館、夜間照明施設は20万円以上）の場合であっても、緊急性を要する修繕など教育委員会が必要と認めた場合は、指定管理者の経費負担において実施することができるものとする。

- (ウ) 1件あたりの予定価格が100万円未満（志木市武道館、夜間照明施設は20万円未満）のものについては、指定管理者が必要と認めるものについて、指定管理者の責任と経費負担において実施することとする。

- (エ) 指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷を修繕するときは、予定価格にかかわらず指定管理者の経費負担で実施することとする。

カ 樹木保存等

施設敷地内の樹木・植栽地は、美観を維持するため、必要に応じ剪定、除草、清掃等を行うこと。

キ 備品の管理

- (ア) 教育委員会の所有する備品（別紙3-1「備品等明細書」のとおり）については、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- (イ) 教育委員会が貸与する備品を除き、指定管理業務の実施に必要な備品は、指定管理者が調達するものとする。この場合、指定管理料で購入した備品は、教育委員会に帰属する。
また、リースした物品等をリース期間満了後に引取る場合も同様とし、その場合は事前に教育委員会と協議すること。
- (ウ) 上記以外で指定管理者が必要と判断した備品については、指定管理者の負担により調達するものとする。この場合の当該備品は、指定管理者に帰属する。
- (エ) 指定管理者は、備品の管理にあたっては、志木市財産規則及び関係例規の管理の原則に準じて備品台帳を管理し、取得又は廃棄等の移動について随時、記録すること。また、取得及び廃棄等の異動があった場合には、定期的に教育委員会に報告しなければならない。
指定管理者に属する備品（指定管理者が自己負担により任意に調達した備品）は、本物品管理簿とは別に管理すること。
- (オ) 指定期間の終了に際し、教育委員会に属する備品については、教育委員会又は教育委員会が指定する者に対して引き継がなければならない。また、指定管理者に属する備品については、原則として指定管理

者が自己の責任と費用で撤去、撤収するものとする。ただし、教育委員会と指定管理者が協議の上合意した場合、教育委員会又は教育委員会が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

- (2) 施設の管理運営に必要な消耗品を購入すること。
- (3) 施設の管理運営に必要な印刷物を作成し、必要に応じて指定場所へ配布を行うこと。
- (4) 環境への配慮
指定管理者は、電気、ガス等のエネルギー使用量の削減、環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進、資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正処理など、環境に配慮した取組を推進すること。

7 利用料金の収受に関する業務

- (1) 利用料金は、原則として現金納付若しくは電子マネー決済とする。
ただし、やむを得ない事情がある場合には、金融機関納付によることができるものとする。
- (2) 利用変更及び利用取消手続きによって還付が生じた場合には、関係例規等に従い還付を行うこと。

8 施設の設置目的のために必要な業務

市民の心身の健全な発達に寄与するため、市民に対するスポーツ事業の企画及び実施をするとともに、スポーツ行事等に関する情報の発信等を行い、市のスポーツ振興に資する以下の事業等を行うこととする。

- (1) 主催事業の実施
- (2) 市主催事業への協力
- (3) 調査研究事業
- (4) 視察、見学者等の対応

9 指定期間終了にあたっての引継ぎ業務

指定管理者の指定後、指定管理者は教育委員会と協議し、指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、教育委員会からの引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとする。なお、引き継ぎ及び準備行為に要する経費は、それぞれの負担とする。

1 0 その他業務

- (1) 従業員研修の実施
- (2) 緊急時対策及び防犯・防災対策マニュアルの作成及び実施
- (3) 事業計画書、事業実績報告書及び収支計算書の作成
- (4) 利用統計の作成
- (5) 施設等の利用申請受付事務及び連絡調整等
- (6) 各関係機関への各種届出・報告
- (7) 動体外式除細動器（A E D）の維持管理業務

1 1 業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 従業員の雇用配置及び勤務形態は、志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の利用に支障がないよう定めること。
- (2) 施設に設置する自動販売機については、原則として、教育委員会が公募による入札等により設置するものとする。ただし、管理に必要な連絡調整等（メーターの検針）は、指定管理者と自動販売機の設置業者間で行うこと。

※ 施設内に設置されている自動販売機に関する収入は、指定管理者の収入とはならない。

- (3) 指定管理者は、志木市立秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンターにおいて、指定期間の開始までに、本施設の管理運営に必要な電話回線及びインターネット回線の設置に係る工事（配線、機器設置、開通手続等を含む。）を完了させること。

また、電話番号においては、現在使用されている電話番号（0 4 8 - 4 7 3 - 4 3 6 0）を使用すること。

なお、指定期間の終了時における回線設備の取扱い（撤去、原状回復又は次期指定管理者への引継ぎ等）については、別途教育委員会と協議の上、決定するものとする。

※回線設置費用及び使用料は指定管理料に含めること。

- (4) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利、あるいは不利になる運営をしないこと。
- (5) 指定管理者が、独自に機器等の設置を希望する場合は、教育委員会が指定管理者に対し、行政財産の用途又は目的を妨げない範囲で使用を許可する。ただし、機器設置業者等との連絡調整は、指定管理者が行うこと。
- (6) 指定管理者が、施設の管理運営に係る各種規程・要領等を別に定める場合

は、教育委員会と事前に協議すること。

- (7) 市又は他の公共団体並びに公共的団体が行う事業に対しては、必要な協力をすること。

- (8) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報を適正に取り扱うよう十分に注意を払うこととする。なお、個人情報の適正な取り扱いの具体的な内容については、別途、協定書で定めるものとする。また、情報セキュリティ対策についても、志木市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講ずるよう努めることとする。

- (9) 情報公開

指定管理者が指定された公の施設の管理にあたり、保有する文書等は、志木市情報公開条例（平成16年志木市条例第15号）第25条の規定に基づき、市の情報公開に係わる施策に準じた措置を講ずるよう努めることとする。

1.2 管理に要する経費

- (1) 指定管理料に含まれるもの

ア 人件費

イ 管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費等）

ウ 事業費

※ 志木市立秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンターは、リニューアルオープン後の施設であり、光熱水費の実績がない。このため、当該施設の光熱水費の取扱いについては、次のとおりとする。

- (ア) 令和9年度、令和10年度及び令和11年度については、実績による精算をすることとする。

精算については、以下のとおり行う。

- ・実績額について、市が定める概算額を上回った場合、その差額について、教育委員会が指定管理者に支払うものとする。
- ・実績額について、市が定める概算額を下回った場合、その差額について、指定管理者が教育委員会に返還するものとする。

- (イ) 令和12年度及び令和13年度については、実績に基づき、甲乙協議の上、年度協定において定める。

※ 夜間照明施設の電気料金については、学校施設であるため電力会社から直接教育委員会へ請求されることから、まず教育委員会から電力

会社に支払い、その分を教育委員会が指定管理者へ請求し、指定管理者が支払うものとする。

(2) 指定管理料

- ア 指定管理料の額は申請者の提案事項とする。また、実際に利用料金等収入が提案された収支計画の利用料金等収入を上回った場合は、上回った額の一部を教育委員会に納付する仕組みも提案事項に含むことができる。
- イ 原則として、利用者が支払う利用料金、自主事業収入等は全額指定管理者の収入とする。
- ウ 指定管理料は、指定期間中毎年度、教育委員会と指定管理者が協議して定め、予算の範囲内で支払うこととする。

1 3 従業員の配置

- (1) 指定管理者は、志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の管理運営を統括する館長（所長）を置くこと。館長は、志木市立秋ヶ瀬運動場施設に配置するものとし、志木市武道館及び夜間照明施設について、個別に館長を配置することを要しない。
- (2) 館長を含む施設の管理運営に従事する従業員について適正に配置すること。
- (3) 志木市立秋ヶ瀬運動場施設の利用時間のうち、午前8時30分から午後9時までの時間帯（以下「必須配置時間帯」という。）については、受付、案内、施設の点検、緊急時対応その他管理運営上必要な業務を適正に行うことができる人員を配置すること。必須配置時間帯以外の時間帯における人員の配置については、教育委員会と協議の上、指定管理者の判断により行うものとする。
- (4) 志木市武道館及び夜間照明施設については、利用に支障がないと認める場合においては、人員を配置しないことができる。
- (5) 従業員の雇用配置及び勤務形態は、志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の利用に支障がないよう定めること。
- (6) 指定管理者は施設の利用時間に不測の事態が発生した場合に緊急対応ができる体制を整えるとともに、利用者に緊急時の連絡先を明示すること。特に、必須配置時間帯以外の時間帯並びに志木市武道館及び夜間照明施設において人員を配置しない場合は、緊急連絡体制、防犯対

策その他利用者の安全確保のために必要な措置を講じること。

1 4 役割分担

教育委員会と指定管理者の役割分担については、別紙5のとおりとする。

1 5 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合には、教育委員会は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができるものとする。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、教育委員会は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。
- (3) 指定管理者が教育委員会の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合には、市は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。
- (4) (2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、教育委員会に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定を取り消された指定管理者は、教育委員会に生じた損害について賠償の責めを負うことになる。
- (5) 教育委員会又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、教育委員会と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとする。

1 6 一括再委託等の禁止

指定管理業務の実施にあたり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認められない。ただし、あらかじめ教育委員の承認を受けた場合には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

1 7 協議

この仕様書に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、教育委員会と協議して決定するものとする。

別紙 1

特別な業務に関する仕様書

志木立秋ヶ瀬運動施設、志木市武道館及び夜間照明施設の管理に関する特別な業務については、次のとおりとする。

- 1 夜間照明施設の利用に係る学校開放関係事務に関すること
利用希望団体の登録申請書の受領及び市への送付に関する
こと。
- 2 志木市立秋ヶ瀬運動施設の次の事務に関すること。
 - (1) 台風等により洪水のおそれが生じた場合、教育委員会の指示により施設の撤去等必要な措置を行うこと。なお、指定管理者が撤去する施設については原則、別紙6「撤去を想定する主な施設」のとおりとするが、教育委員会の指示に従うこと。
 - (2) 指定管理者は、前項の措置を行う上で、あらかじめ委託事業者との契約その他必要な体制を整備しておかなければならない。
 - (3) 秋ヶ瀬運動公園におけるバーベキュー場の申請受付、管理に関する事務
- 3 その他の事務
 - (1) 市民大会の参加申込書の受領及び市への送付に関すること。
 - (2) その他市が実施する事業等への協力及び情報発信に関すること。

別紙 2

志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の 維持管理に関する業務

対 象	作業名	作 業 内 容
志木市立秋ヶ瀬運動場施設		
秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター	消防用設備等保守点検	年 1 回
	エレベーター保守管理	年 6 回（法定点検 1 回）
	建築設備定期検査	年 1 回
	受水槽清掃管理	年 1 回
	防火設備定期検査	年 1 回
	特定建築物定期調査	2 年に 1 回
	空調設備保守管理	年 4 回
グラウンド全域 管理道路等 水路 余地等 公園内、駐車場	清掃管理	1. ゴミ及び落ち葉等の清掃処理 2. 状況に応じてバックホー使用（水路の泥の除去等）
	除草	1. 肩掛式草刈機使用 2. 手押し式草刈り機使用 3. スポーツトラクターによるロータリーモア使用
	害虫駆除消毒	都度実施
公園内排水溝 （テニスコート等含む）	排水路管理	排水溝の汚泥の除去 排水溝のゴミの除去
グラウンド部分 総合運動場 野球場 3 面 ソフトボール場 3 面 少年野球場 2 面 サッカー場 1 面	内野整備	グラウンド整備用バイプロレイキ及びレーキグラウンドマット引き等で平坦に整地する 雨水排水の勾配を考慮し転圧を実施する 必要に応じて植物の根茎の除草、ガレキ等を篩い分けた砂の散布を行う なお、各競技種目の規則に準じてライン出しを行う
テニスコート 10 面（7,542 m ² ）	コート整備	グラウンドローラーによる転圧及びブラシ掛けによる整地 必要に応じて植物の根茎の除草、ガレキ等を篩い分けた砂の散布を行う
	塩化カルシウム及びライン補修	転圧後表面に塩化カルシウムをムラがないように均等に撒く ライン汚れ・劣化の状況に応じて補修する
	除草	肩掛式草刈機使用、状況に応じて根茎の除草を行う（フェンス周りを含む）
パークゴルフ場	コース管理	ピンの設置と撤収及びバンカーの整備
	除草	グリーンの除草（4 月～10 月） 肩掛式草刈機使用、状況に応じて根茎の除草を行う（フェンス周りを含む）
その他全域	管理小屋	サッカー場及び管理小屋の開錠と施錠
	巡回	ゴルフ等禁止巡回指導（スピーカーにて指導を実施）
	不法投棄	不法投棄産業廃棄物処理（2 トン車 2 台分）
		不法投棄物の確認及び所定場所への移動

	仮設トイレ	トイレ清掃及び利用状況に合わせて移動
		し尿の汲み取り作業
		トイレトペーパーの補充
	植木剪定	近隣民地への影響がある場合のみ樹木剪定を行う
	除草	花植栽に伴う除草作業
秋ヶ瀬橋及び羽根倉橋 出入口	鍵の施錠	4月から9月の期間 8時30分開錠、19時30分閉錠 10月から3月の期間 8時30分開錠、17時30分閉錠
志木市武道館		
全域	樹木等管理	年2回
	武道館管理・清掃	週2回
	除草	武道館及び駐車場草刈り
夜間照明施設		
全域	照明機器保守点検	照明自動点灯の確認
	照明自動点灯盤のコイン回収業務	

(注) (1) 屋外施設の整備作業は、天候並びに大会実施等により実施の時期・回数が左右される。指定管理者・市教育委員会双方にて協議し、実施すること。

(2) 上記の業務を遂行するにあたり、必要に応じて機械を使用すること。

(3) ゴミ等の清掃管理は適宜実施すること。

(4) 上記の作業内容の他、必要がある場合は、指定管理者・市教育委員会双方にて協議のうえ決定し、業務を行うこと。

別紙 3 - 1

備品等明細書

屋内

項目	分類		品名	数量
その他		プラントボックス	プラントボックス	1
事務用品・機器	家具	書庫	書庫	1
事務用品・機器	家具	ロッカー	ファイリングロッカー	1
その他	家具	ラック	パソフレットラック	1
その他		傘立て	傘たて	1
その他	家具	下駄箱	下駄箱	1
その他		ボード	ビニレスボード	1
その他	家具	ロッカー	ロッカー	1
その他		カスコンロ	カスコンロ	1
電化製品	電化製品	放送器具	ワイヤレスマイク	1
電化製品	電化製品	電子レンジ	電子レンジ	1

屋外

項目	分類		品名	数量
	大分類	中分類		
整備機器	車	ローラー	グラントローラー（運動場施設）	2
整備機器	機械		セッ動噴（運動場施設）	1
その他	トイレ	移動式トイレ	移動式トイレ	1
整備機器	車	吸水ローラー	吸水ローラー	2
体育器具		サッカーゴール	ジュニア サッカーゴール	4
体育器具		サッカーゴール	サッカーゴール	2
整備機器	農業機械	耕運機	ロータリー・ミニ耕運機	1
整備機器	スポートラクター	スポートラクター	スポートラクター（志木市の268）	1
整備機器	スポートラクターアタッチメント	スポートラクターアタッチメント	クオトラブレイ4型	1
整備機器	アタッチメント	アタッチメント	ニプロライムソー	1
整備機器	建設機械	ミニバックホー	ミニバックホー	1
その他	ケース	キーケース	キーケース	1
その他	トイレ	移動式トイレ	移動式トイレ	4
整備機器	スポートラクターアタッチメント	スポートラクターアタッチメント	マルチブレイMP6型	1
整備機器	スポートラクターアタッチメント	スポートラクターアタッチメント	ハイブレイキUA60	1

新施設整備に伴い購入予定の備品等明細書

屋内

項目	分類		品名	数量
	大分類	中分類		
その他		傘立て	傘立て	1
その他	家具	長椅子	長椅子	2
その他		ボード	パンフレッドスタンド	1
その他		冷水機	冷水機	1
その他	家具	椅子	椅子	85
その他	家具	机	机	32
その他		キャビネット	キャビネット	7
その他		ロッカー	職員用ロッカー	4
電化製品	電化製品	冷蔵庫	冷蔵庫	3
その他	家具	掃除用具箱	掃除用具箱	3
その他	家具	スノコ	スノコ	2
その他	家具	演台	演台	1
電化製品	電化製品	スピーカー	スピーカー	2
電化製品	電化製品	マイク	マイク	6
その他		畳	柔道畳	90
その他		台車	柔道畳の台車	1

※当該備品等は、令和9年度に購入予定のものであり、予算及びその他の事情により変更する場合があります。

新施設整備に伴い整備予定の設備一覧

項目	品名	品番	数量
防火設備	袖扉連動防火・防煙シャッター	参考型式：CAS-1219	1
防火設備	戸袋付き防火ドア	参考型式：CAS-0257	1
消防設備	非常兼業務放送アンプ	定格出力：80W (D9増幅方式)	1
消防設備	天井埋込型スピーカー	スピーカーユニット：12cmコーン型	1
昇降設備	エレベーター	参考型式：機械式レスアープエンエースHF P-13-C045	1
空調設備	空冷ヒートポンプエアコン (室外機)	参考型式番：RXTA280A	1
空調設備	空冷ヒートポンプエアコン (室内機)	参考型式番：FXVFA71NAA	1
空調設備	空冷ヒートポンプエアコン (室内機)	参考型式番：FXYCA56AA	2
空調設備	空冷ヒートポンプエアコン (室内機)	参考型式番：FXYCA22AA	2
空調設備	空冷ヒートポンプエアコン (室外機)	参考型式番：RXHA1000A	1
空調設備	空冷ヒートポンプエアコン (室内機)	参考型式番：FXYCA90AA	1
空調設備	空冷ヒートポンプエアコン (室内機)	参考型式番：FXYCA71AA	3
空調設備	空冷ヒートポンプエアコン (室内機)	参考型式番：FXYCA80NAA	1
空調設備	空冷ヒートポンプエアコン (室内機)	参考型式番：FXYCA56NAA	2
空調設備	ルームエアコン (室内外機)	参考型式番：S223ATSS-F	1
受水槽	受水槽 (1. 5 t)	参考型式：鋼板製一体型水槽	1
受水槽	加圧給水ポンプ	参考型式番：32BNBME0. 75SN	1
受水槽	中継ポンプユニット	参考型式番：50UKFWC05/40DWS5. 15SA×2・EPJ2-0. 15SWL	1
受水槽	湧水ポンプ	参考型式番：40DWS5. 15SA×2・EPJ2-0. 15SL	1

※当該設備は令和9年度に竣工予定の新施設に設置予定のものであり、予算及びその他の事情により変更する場合がある。

別紙 4

施設の改築、修繕等の実施区分

甲：市教育委員会 乙：指定管理者

区 分	項 目	内 容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
運動場	資本的支出 及び見積額 100 万円以上 の修繕（志木市 武道館・夜間照 明施設は 20 万 円以上）		○		これらの費用が伴うものについて、原則として甲が実施するが、乙は、必要があれば甲の承認を得て、実施することができる。
	見積額 100 万 円未満の修繕 （志木市武道 館・夜間照明施 設は 20 万円未 満）			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、乙が実施する。
建物	改築又は 大規模修繕	躯体、基礎 軸組等の取 替	○		建築基準法施行令第 1 条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である甲が必要に応じて実施する。
	上記以外の 改築	軽易な改築		○	乙は、改築した部分についての権利を将来にわたって主張しないことを条件に実施する。
	見積 100 万円 未満の修繕（志 木市武道館・夜 間照明施設は 20 万円未満）	（模様替え を含む）		○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、乙が実施する。

区 分	項 目	内 容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
構築物	新設等		—		構築物の新設等については、必要に応じて甲と乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 100 万円以上の修繕（志木市武道館・夜間照明施設は 20 万円以上）		○		これらの費用が伴うものについては、原則として甲が実施するが、乙は、必要があれば甲の承認を得て、実施することができる。
	見積額 100 万円未満の修繕（志木市武道館・夜間照明施設は 20 万円未満）	（模様替えを含む）		○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、乙が実施する。
機械装置	新設等		—		機械装置の新設等については、必要に応じ甲乙者で協議する。
	資本的支出及び見積額 100 万円以上の修繕（志木市武道館・夜間照明施設は 20 万円以上）		○		これらの費用が伴うものについては、原則として甲が実施するが、乙は必要があれば甲の承認を得て、実施することができる。
	見積額 100 万円未満の修繕（志木市武道館・夜間照明施設は 20 万円未満）			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、乙が実施する。
備品等	1 件の見積額 20 万円未満の購入			○	1 件 20 万円以上の工具器具備品を購入する場合には、甲乙で協議する。
	修繕			○	

別紙 5

市教育委員会と指定管理者との役割分担

項 目		市教	指定管理者
施設（設備、備品を含む。）の保守点検			○
施設の維持管理（植栽管理、清掃等を含む。）			○
安全衛生管理			○
業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応			○
事故、火災等による施設（設備、備品を含む。）の損傷の回復		○	○ (指定管理者の責めに帰すべき事由の場合)
施設利用者の被災に対する責任		○	(○) ※
火災保険加入		○	
施設管理者賠償責任保険加入			○ (加入を証する書類の写しを甲に提出すること)
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により、周辺住民等に損害を与えた場合（不適切な運営管理による騒音、振動、臭気等の苦情等）		○
	上記以外の場合	○	
包括的な責任管理		○	

※指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次的責任を有し、施設または施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに市教育委員会に報告すること

撤去を想定する主な施設

別紙6

施設名		数量	構造(撤去・転倒)	規格(cm)	撤去順位	撤去する場所との距離	撤去する時間	
							昼間	夜間
①	可搬式水洗トイレ	5基	撤去(PE)	200×250×276(4基) 260×196×255(1基)		150 m 600 m	15分(1個所3分×5箇所)	25分(1個所5分×5箇所)
②	移動式トイレ(タイヤ付)	9基	撤去(FRP)	110×85×260(7基) 175×235×276(2基)		1番遠い第1少年野球場 15km 1番近い総合運動場 150m	50分(1個所5分×10箇所)	80分(1個所8分×10箇所)
③	バックネット	8箇所	転倒(鉄)	φ10×350			15分(1個所5分×8箇所÷3組)	15分(1個所5分×8箇所÷3組)
④	ファールポール	2本8箇所	転倒(鉄)	φ7×H370				
⑤	パーゴラ(野球場ベンチ屋根)	6組	撤去(鉄)	φ6.5×400		600 m	30分(1個所15分×6箇所÷3組)	40分(1個所20分×6箇所÷3組)
⑥	サッカーゴール	7組4箇所	撤去(鉄)	大215×500×144、小150×510×220		600 m	20分(1個所15分×4箇所÷3組)	25分(1個所20分×4箇所÷3組)
⑦	テニスコートポール	2本8箇所	撤去(鉄)	φ20×110		150 m	16分(1個所2分×8箇所)	24分(1個所3分×8箇所)
⑧	テニス場フェンス	2箇所	転倒(鉄)	φ6.5×328 総合157m+公園304m	可搬式水洗トイレ及び移動式トイレを優先的に撤去する。		24分(1個所12分×2箇所)	40分(1個所20分×2箇所)
⑨	占用看板及び案内標識	4箇所	撤去(鉄)	180×90		600 m	5分(1個所5分×4箇所÷3組)	10分(1個所10分×4箇所÷3組)
⑩	管理小屋	1基	撤去(鉄)	管理小屋 600×185×260 倉庫 200×300×220		600 m	40分(1個所20分×2箇所)	60分(1個所30分×2箇所)
⑪	倉庫	4基		250×450×260 190×220×230 100×180×210				
⑫	コース案内板	3基	撤去(アルミ)	案内板 90×70×200			40分(1個所2分×2箇所)	60分(1個所3分×2箇所)
⑬	コース標示板及びスタート台	35基	撤去(木製)	標示板 50×30×75 スタート台170×170		1000 m	72分(1個所2分×36箇所)	108分(1個所3分×36箇所)
⑭	パークゴルフ防球ネット	5箇所	撤去 (ポリエチレン・単管パイプ)	200×100 354m+581m+638m+546m		1000 m	36分(1個所2分×18箇所)	54分(1個所3分×18箇所)
⑮	貯水棟	1基	撤去(鉄)	1,350×1,350×3,224(1基)		600 m	15分	25分
⑯	野球場ベンチ屋根	4組	撤去(鉄)	504×210×190		600 m	20分(1個所15分×4箇所÷3組)	25分(1個所20分×4箇所÷3組)
全施設の撤去に要する時間		(ア) 昼間	(イ) 夜間	8時間32分				

【資料４－２】

過去３か年の主な施設利用状況

単位：人

施設名称		令和５年度	令和６年度	令和７年度
スポーツセンター (旧施設)	専用利用（和室）	15	21	114
	専用利用（多目的）	11,153	10,824	2,077
	専用計	11,168	10,845	2,191
	個人利用（多目的）	819	898	176
	小計	11,987	11,743	2,367
総合運動場	運動場	24,673	26,249	9,071
	テニスコート	16,806	16,983	17,156
	小計	41,479	43,232	26,227
運動公園	少年野球場	17,040	12,606	14,594
	野球場	19,015	19,717	21,972
	ソフトボール場	16,622	22,833	30,481
	サッカー場	4,941	9,030	2,990
	少年サッカー場	8,068	8,388	7,095
	タッチラグビー場	8,585	13,585	5,880
	テニスコート	4,860	4,704	6,408
	パークゴルフ場	9,279	9,038	7,954
	小計	88,410	99,901	97,374
武道館		14,439	12,279	11,948
夜間照明		8,152	8,705	10,046
合計		164,467	175,860	147,962

【資料４－３】

過去３か年の主な施設利用料内訳

単位：円

施設名称		令和５年度	令和６年度	令和７年度
スポーツセンター (旧施設)	専用利用（和室）	12,110	7,840	2,520
	専用利用（多目的）	790,890	767,090	155,300
	専用計	803,000	774,930	157,820
	個人利用（多目的）	135,560	141,550	30,630
	小計	938,560	916,480	188,450
総合運動場	運動場	500,670	481,290	488,960
	テニスコート	3,891,650	3,950,010	3,879,620
	小計	4,392,320	4,431,300	4,368,580
運動公園	少年野球場	298,760	296,000	350,500
	野球場	798,730	778,150	865,650
	ソフトボール場	503,430	504,910	635,270
	サッカー場	174,660	187,200	182,060
	少年サッカー場	249,970	242,530	274,270
	タッチラグビー場	215,960	222,900	216,980
	テニスコート	1,130,140	1,157,120	1,305,960
	公園専用計	3,371,650	3,388,810	3,830,690
	パークゴルフ場	3,396,100	3,338,130	2,905,030
	小計	6,767,750	6,726,940	6,735,720
武道館		324,910	303,340	285,160
夜間照明		804,440	864,140	859,500
合計		13,227,980	13,242,200	12,437,410

【資料5】

志木市立秋ヶ瀬運動場施設利用料金

(1) 専用利用料金

(単位：円)

【秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター】

名称	利用区分 種別	午前 9 時 ～ 午前 1 1 時	午前 1 1 時～午後 1 時	午後 1 時 ～午後 3 時	午後 3 時 ～午後 5 時	午後 5 時 ～午後 7 時	午後 7 時 ～午後 9 時
マルチルーム A	一般・学生	860	860	860	860	860	860
	児童・生徒	430	430	430	430	430	430
マルチルーム B	一般・学生	840	840	840	840	840	840
	児童・生徒	420	420	420	420	420	420
マルチルーム C	一般・学生	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230
	児童・生徒	610	610	610	610	610	610
マルチルーム D	一般・学生	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
	児童・生徒	590	590	590	590	590	590
多目的ホール	一般・学生	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
	児童・生徒	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010

【秋ヶ瀬総合運動場】

施設名	種別 利用区分	午前 6 時～ 午前 9 時	午前 9 時～ 午前 1 1 時	午前 1 1 時 ～午後 1 時	午後 1 時～ 午後 3 時	午後 3 時～ 午後 5 時	午後 5 時～ 午後 7 時
総合運動 場	一般・学生	※2,970 (1,980)	1,980	1,980	1,980	1,980	1,980
	児童・生徒	※1,430 (990)	990	990	990	990	990
テニスコ ート(オム ニ)	一般・学生	※1,870 (1,210)	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210
	児童・生徒	880 (660)	660	660	660	660	660

※ 3 時間の利用料金。かっこ () 内は 2 時間料金となります。

【秋ヶ瀬運動公園】

施設名	種別 利用区分	午前 6 時～ 午前 9 時	午前 9 時～ 午前 1 1 時	午前 1 1 時 ～午後 1 時	午後 1 時～ 午後 3 時	午後 3 時～ 午後 5 時	午後 5 時～ 午後 7 時
野球場	一般・学生	※1,320 (880)	880	880	880	880	880
	児童・生徒	※660 (440)	440	440	440	440	440
少年野球 場	一般・学生	※1,320 (880)	880	880	880	880	880
	児童・生徒	※660 (440)	440	440	440	440	440
ソフトボ ール場	一般・学生	※1,320 (880)	880	880	880	880	880
	児童・生徒	※660 (440)	440	440	440	440	440

タ ッ チ ラ グ ビー 場	一般・学生	※1,320 (880)	880	880	880	880	880
	児童・生徒	※660 (440)	440	440	440	440	440
サ ッ カ ー 場	一般・学生	※1,320 (880)	880	880	880	880	880
	児童・生徒	※660 (440)	440	440	440	440	440
少 年 サ ッ カ ー 場	一般・学生	※1,320 (880)	880	880	880	880	880
	児童・生徒	※660 (440)	440	440	440	440	440
テ ニ ス コ ー ト ク レ イ	一般・学生	※1,430 (990)	990	990	990	990	990
	児童・生徒	※990 (440)	440	440	440	440	440

※ 3 時間の利用料金。かっこ () 内は 2 時間料金となります。

(2) 個人利用料金

(単位 : 円)

【秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター】

マルチルーム A、マルチルーム B、マルチルーム C、 マルチルーム D 及び多目的ホール	一般・学生	2 時間につき 2 5 0 円
	児童・生徒	2 時間につき 1 2 0 円

【秋ヶ瀬運動公園】

施設名	種別	利用料金
パークゴルフ場 (2 時間)	一般・学生	330
	児童・生徒	220
パークゴルフ場 (4 時間)	一般・学生	550
	児童・生徒	330
パークゴルフ場 (1 日)	一般・学生	1, 210
	児童・生徒	550

備考

- (1) 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校に在学する者をいう。
- (2) 市外居住者 (市内に住所もしくは勤務場所を有する者又は市内に所在する学校に在学する者以外の者をいう。以下同じ。) 又は市外居住者を主たる構成員とする団体に係る利用料金は、これらの表に定める金額に、それぞれ当該金額の 1 0 0 パーセントに相当する額を加えた額とする。
- (3) 野球場、テニスコート及びソフトボール場の専用利用料金については、一面分の利用料金とする。
- (4) 利用料金を計算する場合において、10 円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

様式 1

第 5 号様式(第 4 条関係)

志木市秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設指定管理者指定申請書

年 月 日

志木市教育委員会教育長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

印

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別紙様式

指定管理者の指定に係るグループによる申請書

- 1 志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設に係る指定管理者の募集に、下記のとおりグループで申請します。

〔グループの名称〕_____

- 2 下記の者を代表者と定め、次の権限を委任します。

〔代表者〕_____

記

- 1 グループ構成員

代表者	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	
構成員	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	
構成員	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	

- 2 代表者への委任事項

(1) 志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の指定管理者申請関係書類の作成及び提出に関する事項

- (2) 指定管理者候補者選定に関する面接審査への出席に関する事項

法人等名
代表者氏名 印

法人等名
代表者氏名 印

法人等名
代表者氏名 印

* 構成員の数によって行数は調整してください。

* 「グループの協定書又はこれに準ずる書類」(様式は任意)を添付してください。

(申請書添付)

志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設
指定管理者指定申請書提出書類等一覧

団体等名

No	書 類 名	様 式	チェック
1	団体等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類		
2	団体等の決算関係書類（過去3カ年度の損益計算書、事業報告書、資金収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類）		
3	団体等の予算関係書類（過去1カ年度の事業計画書、資金収支計算書、又はこれらに準ずる書類）		
4	就業規則（36協定等含む、その他団体等の諸規定類）		
5	団体等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（社会保険の算定基礎届及び適用通知書の写し、労働保険の労働保険概算・確定保険料申告書及び成立届の写し）		
6	設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体等の概要がわかるもの		
7	法人にあっては、過去2年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、法人市町村民税、固定資産税及び消費税（地方消費税を含む）の納税証明書、法人以外の団体にあっては、代表者の申告所得税及び消費税（地方消費税を含む）の納税証明書並びに市町村税に滞納がないことを証明する書類		
8	役員の名簿及び履歴を記載した書類		
9	類似施設における業務実績を記載した書類（原則として過去5年間を対象として記載）		
10	誓約書	様式2	
11	事業計画書	様式3	

※提出する書類の項に不備がないかどうか確認し、チェック欄に○印を記入してください。
また、様式が定められた項目については、様式に記載して提出してください。

様式 2

誓 約 書

年 月 日

志木市教育委員会教育長 様

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者氏名

印

このたび志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設指定管理者の指定申請に当たり、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

記

- (1) 志木市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている団体
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている団体等
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体等
- (5) その代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体等
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税、地方消費税又は市町村税を滞納している団体等

※ グループによる申請の場合は、構成員ごとに作成してください。

様式 3

志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設の管理運営に係る事業 計画書

団体等名 _____

- (ア) 管理運営方針
- (イ) 管理運営体制
- (ウ) 平等な利用の確保
- (エ) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
- (オ) 施設設備の維持管理計画
- (カ) 利用料金の設定方針
- (キ) 緊急時対策
- (ク) 利用促進計画（利用者数及び利用率の目標設定を含む。）
- (ケ) 収支計画
利用料金収入の予測及び管理運営経費の4年7か月間の計画を作成すること
(注) 光熱水費については、募集要項第5項（2）②に定める精算規定が適用されることを踏まえ、実態に即した計画を作成すること。
- (コ) 主催事業等計画
- (サ) 個人情報保護の方針及び保護措置
- (シ) モニタリング計画
- (ス) 環境方針（環境への配慮）

※ 必要に応じて、表や図を別紙として添付してください。

※ 用紙のサイズはA4判とし、ページ数について制限はありません。

様式 4

志木市立秋ヶ瀬運動場施設、志木市武道館及び夜間照明施設
指定管理者募集要項の内容等に関する質問書

法人等名		
担当者名		
連絡先	電 話	
	F A X	
	電子メール	

質 問 事 項	質 問 内 容

※「質問事項」欄には募集要項の項目名を記入してください。